

第2章 緑の現況と課題

2.1 狛江の緑の成り立ち

(1) 緑の成り立ちと変化

狛江市は、多摩川と野川に挟まれた沖積低地*の平坦な地形であり、北側は立川段丘*の台地、南側は多摩川沿いの低地や自然堤防の微高地から成っています。

緑地帯は社寺林*、屋敷林、河川敷林などの独立した樹林地が多く、このような樹林地は、現在でも狛江市の景観のシンボルであり、自然の息づく市民の憩いの場として重要な位置付けとなっています。樹林地の周囲の土地利用は、1960年代までは、低地には田んぼ、台地には畑が広がり、段丘崖*などに樹林が存在していました。1970年代になると、田んぼや畑は宅地になり、その狭間に放置林として樹林地が残ったと考えられます。

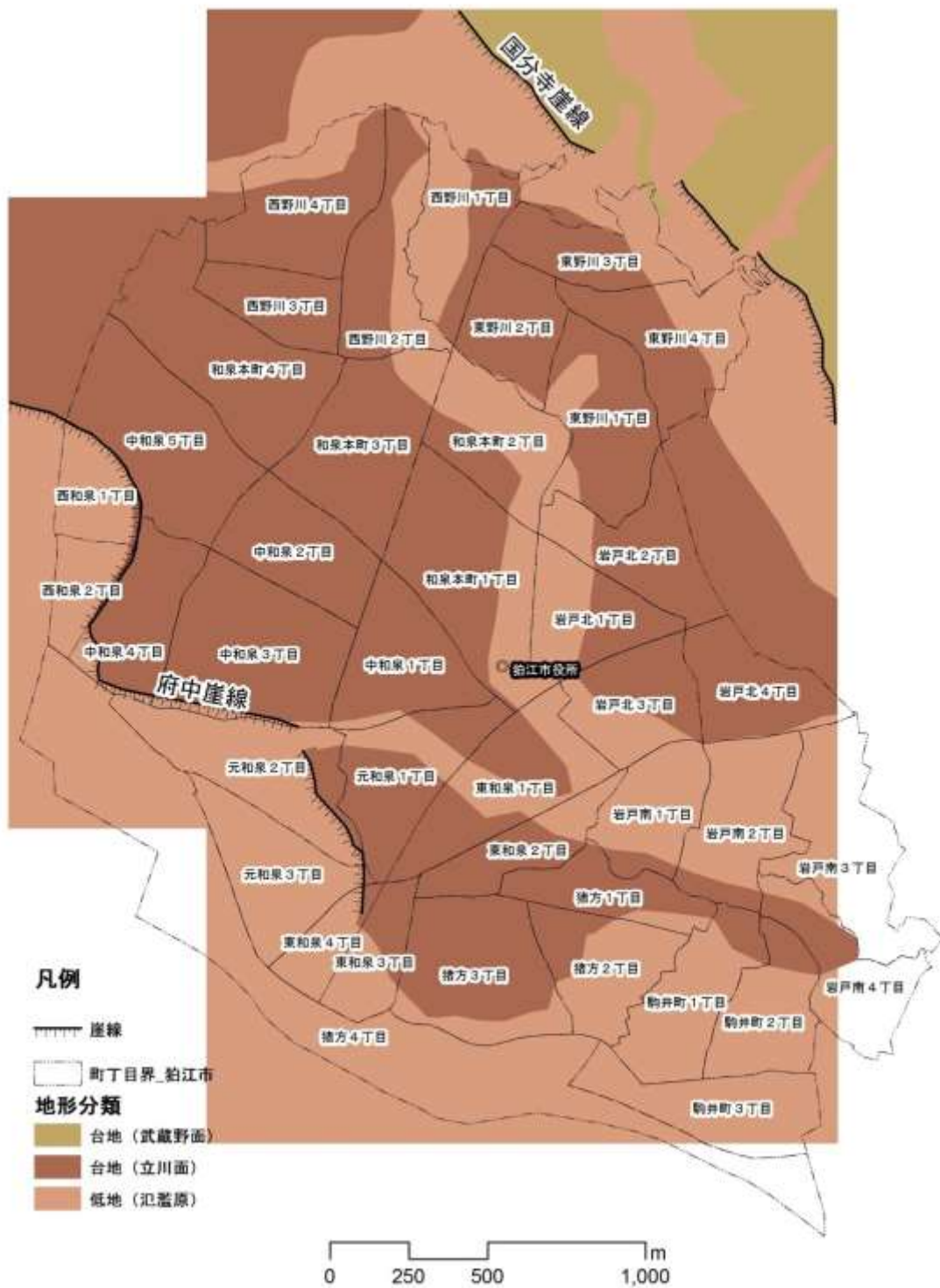
かつての土地利用は水田耕作を主としていましたが、戦後、都市化が急速に進み、現在では水田に代わって住宅地が広がっています。特に農地については、宅地への転用などにより、平成20(2008)年から平成29(2017)年までの10年間に約11ha減少し、現在も減少が続いています。狛江市では、生産緑地地区を指定し、農地を保全してきましたが、その多くは制度運用開始時の平成4(1992)年に指定されています。土地の所有者が農業を続けられなくなった場合、または指定から30年を経過した場合などに、所有者は市に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。そのため、平成4(1992)年から30年を経過した令和4(2022)年に生産緑地が大幅に減少する可能性が懸念されていましたが、平成29(2017)年の生産緑地法改正により、所有者などの意向により買取り申出ができる時期を10年間延長することができる特定生産緑地の制度が創設され、狛江市においても指定に向けた取組が進んでいます。



伊豆美神社に隣接する中和泉樹林地



生産緑地地区（駒井2丁目）



出典：「粕江市緑の基本計画」(平成 25 年 3 月)

図 2 - 1 地形分類図 (平成 22 (2010) 年)

(2) 水辺の成り立ちと変化

河川の浸食によって平坦な地形が形成される以前の狛江市の地形は起伏に富んでおり、水域は上流部の多くの小川と中流部の川、そして下流部の河川というように地形に沿って形成されていました。北側の市境に入間川が流れ、市内を旧野川が北から南に、六郷用水や岩戸川が西から東に流れていました。狛江市は、かつて湧水が豊富な土地でもあり、府中崖線* 沿い、弁財天池と揚辻稲荷、狛江第一小学校北側をはじめ、相当数の湧水があったとされます。府中崖線沿いの湧水を集めた旧清水川や水路網が市南部を流れ、多摩川沿いには湿地がありました。

狛江市は、このように水辺環境に恵まれていましたが、1960年代後半に入ると旧野川の付け替え、六郷用水や水路網の埋め立て、低地の水田や湿地の宅地化などにより、身近な水辺の大部分は失われてしまいました。また、崖線付近にあった数ヶ所の湧水も同時期にほとんど枯れてしまいました。

現在は、多摩川と野川が主な水辺環境となっており、旧野川と岩戸川の旧水路敷は緑道となり、一部には西野川せせらぎや岩戸川せせらぎが整備されています。また、府中崖線沿いには、西河原公園や西河原自然公園が整備され、弁財天池周辺は特別緑地保全地区に指定されています。

このように、狛江市の水環境は時代の変化とともに大きくその姿を変え、現在に至っています。



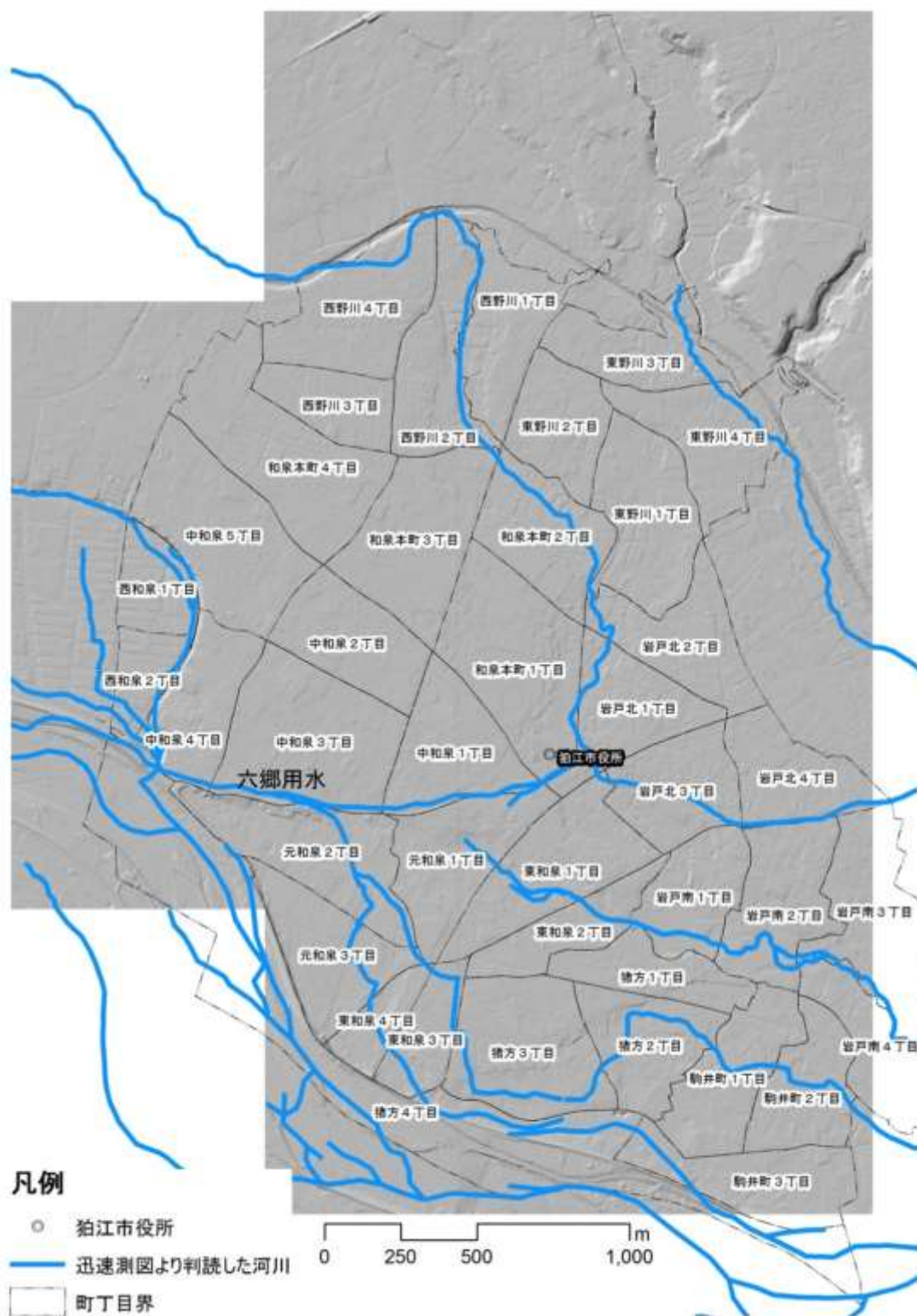
多摩川



野川



岩戸川せせらぎ



出典：「鉾江市緑の基本計画」（平成25年3月）

図2-2 明治14年の迅速測図から見た水系ネットワーク図

※迅速測図とは、戦前、陸軍によって撮影された空中写真などを指します。ここでは、明治14年の迅速測図から、当時の河川を判読しています。

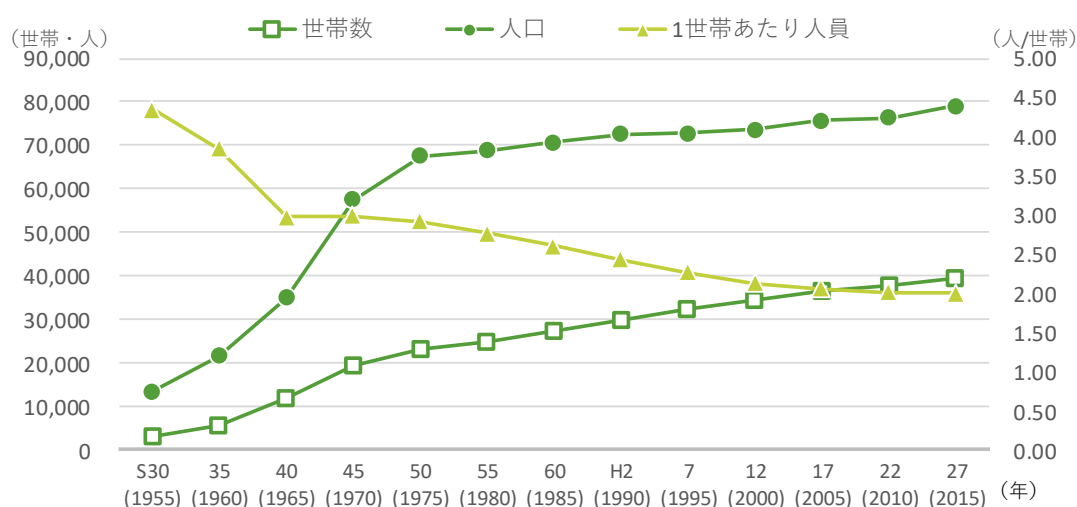
2.2 まち・緑の変化と現況

(1) まちの変化

①人口・世帯数

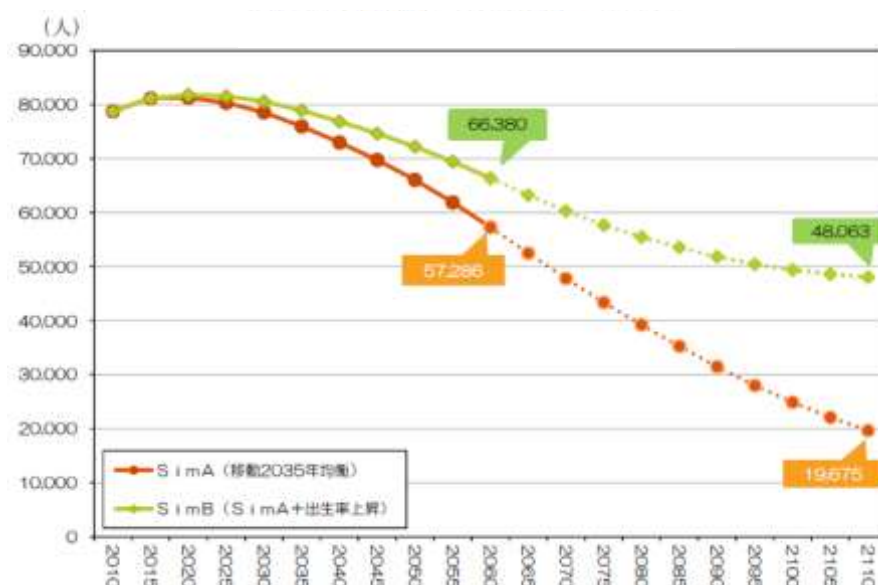
狛江市の人口は昭和 30（1955）年から昭和 50（1975）年にかけて急激に増加し、昭和 50（1975）年には7万人を超え、以降も緩やかに増加を続けており、平成 28（2016）年に8万人を突破しました。現在の人口・世帯数は、平成 31（2019）年1月1日現在で、住民基本台帳人口 82,481 人、42,157 世帯、人口密度は 12,908 人/km²です。

平成 28（2016）年に市が実施した将来人口推計によれば、人口は当面増加しますが、2020 年頃をピークに減少に転じる見込みとなっています。



出典：「統計こまえ」（資料 各年1月1日 住民基本台帳による）

図 2-3 狛江市の人口・世帯数の推移



SimA：出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値に基づき、2035 年以降に移動（転入・転出）がゼロ（均衡）を見込んだ推計

SimB：SimA をベースに、2060 年までに出生率の上昇を見込んだ推計

出典：狛江市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）

図 2-4 狛江市の将来人口シミュレーション

②土地利用

平成30（2018）年1月1日現在の地目割合は宅地が85.98%で、そのうち住宅地区の割合が79.19%で最も高くなっています。

平成26（2014）年からの5年間の面積の推移は、畑の減少が最も大きく3.54ha減少しました。一方、増加面積が最も大きいのは住宅地区で6.39ha増加しました。

表2-1 地目別土地面積の推移

各年1月1日現在（単位：ha）

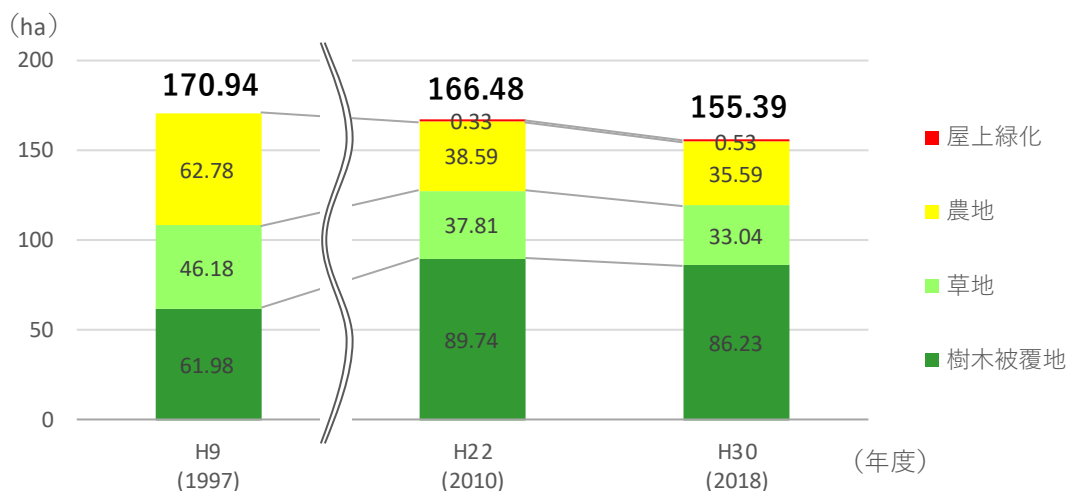
区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 構成比	5年間の増減(ha)
総数	397.59	397.57	397.75	397.53	397.60	100.00	0.01
田	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
畑	41.19	40.04	38.56	38.08	37.65	9.47	-3.54
宅地	336.04	337.46	339.79	340.94	341.87	85.98	5.83
商業地区	17.48	16.30	16.22	16.14	16.18	4.07	-1.30
工業地区	10.11	11.41	11.45	11.45	10.85	2.50	0.74
住宅地区	308.45	309.75	312.12	313.35	314.84	79.19	6.39
池沼	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
山林	1.10	1.10	0.97	0.97	0.78	0.20	-0.32
原野	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
雑種地	18.59	18.30	17.76	17.14	16.90	4.25	-1.69
免税点以下	0.67	0.67	0.67	0.40	0.40	0.10	-0.27

出典：「統計こまえ」

(2) 緑の変化と現況

①市全体の緑の量の推移

狛江市の緑被地面積は減少傾向にあり、平成 22 (2010) 年度から平成 30 (2018) 年度までの9年間で、宅地化などを背景に約 11ha の緑地が減少しました。しかし、農地、草地の減少は、以前と比べて緩やかになりつつあります。



※掲載の数値は集計の際、少数第3位を四捨五入しているため合計値があわない場合がある。
 ※平成 22 (2010) 年度調査は、緑被地の抽出精度が向上したことにより、樹木被覆地が増加した。

図 2 - 5 緑被地面積の推移

【参考】緑の量を示す3つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違い

■緑被率

植物の緑によって覆われた土地の面積の割合。
 本計画では、「狛江市緑の実態調査」により平成 30 (2018) 年5月 21 日に撮影した航空写真から測定したデータを用いています。



■緑視率

写真に写った樹木などの緑の面積が写真全体に占める割合。
 本計画では、「狛江市緑の実態調査」により市内 78 地点 282 箇所撮影した写真から測定したデータを用いています。



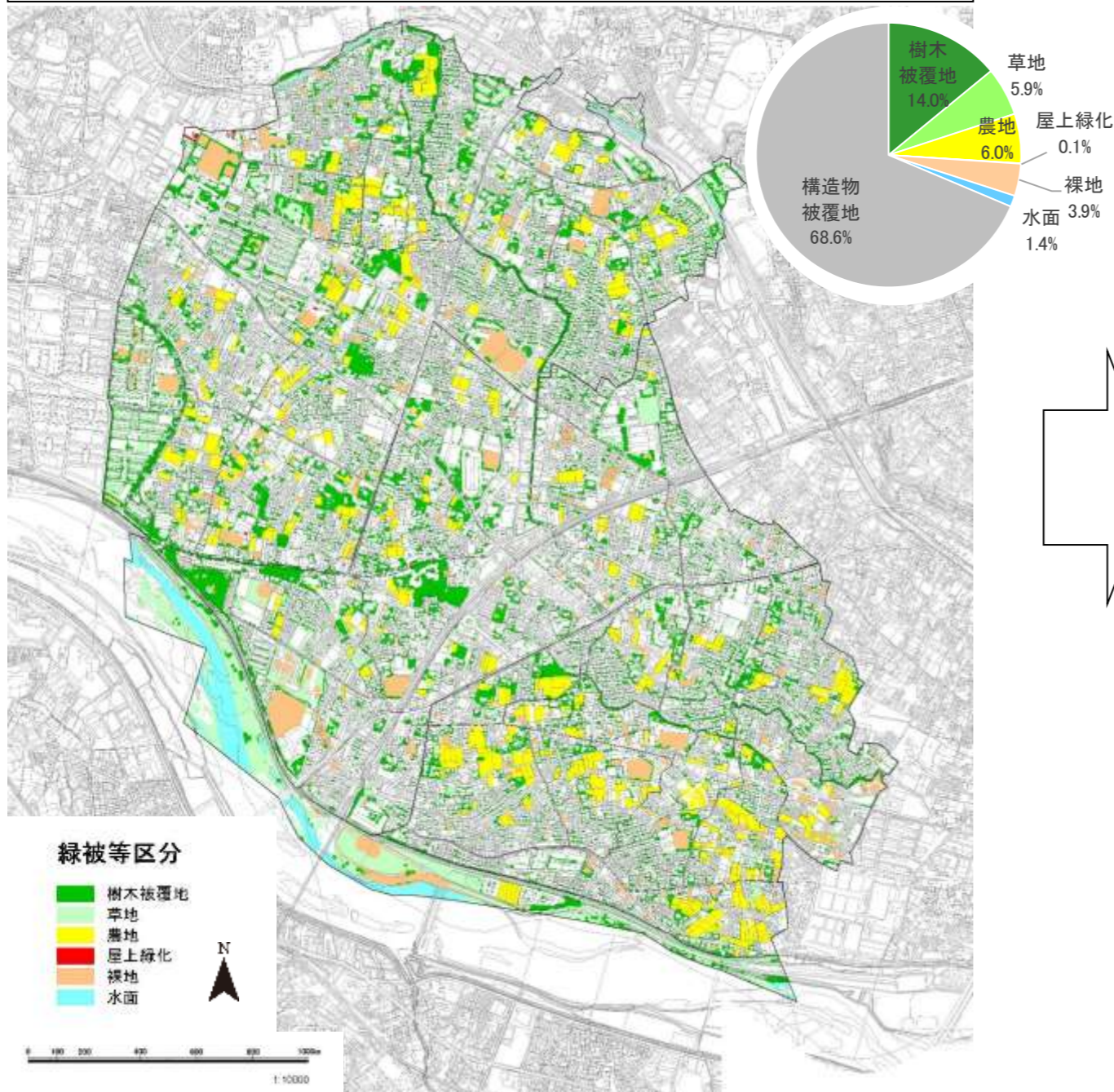
■緑地率

持続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の面積が、市域に占める割合。

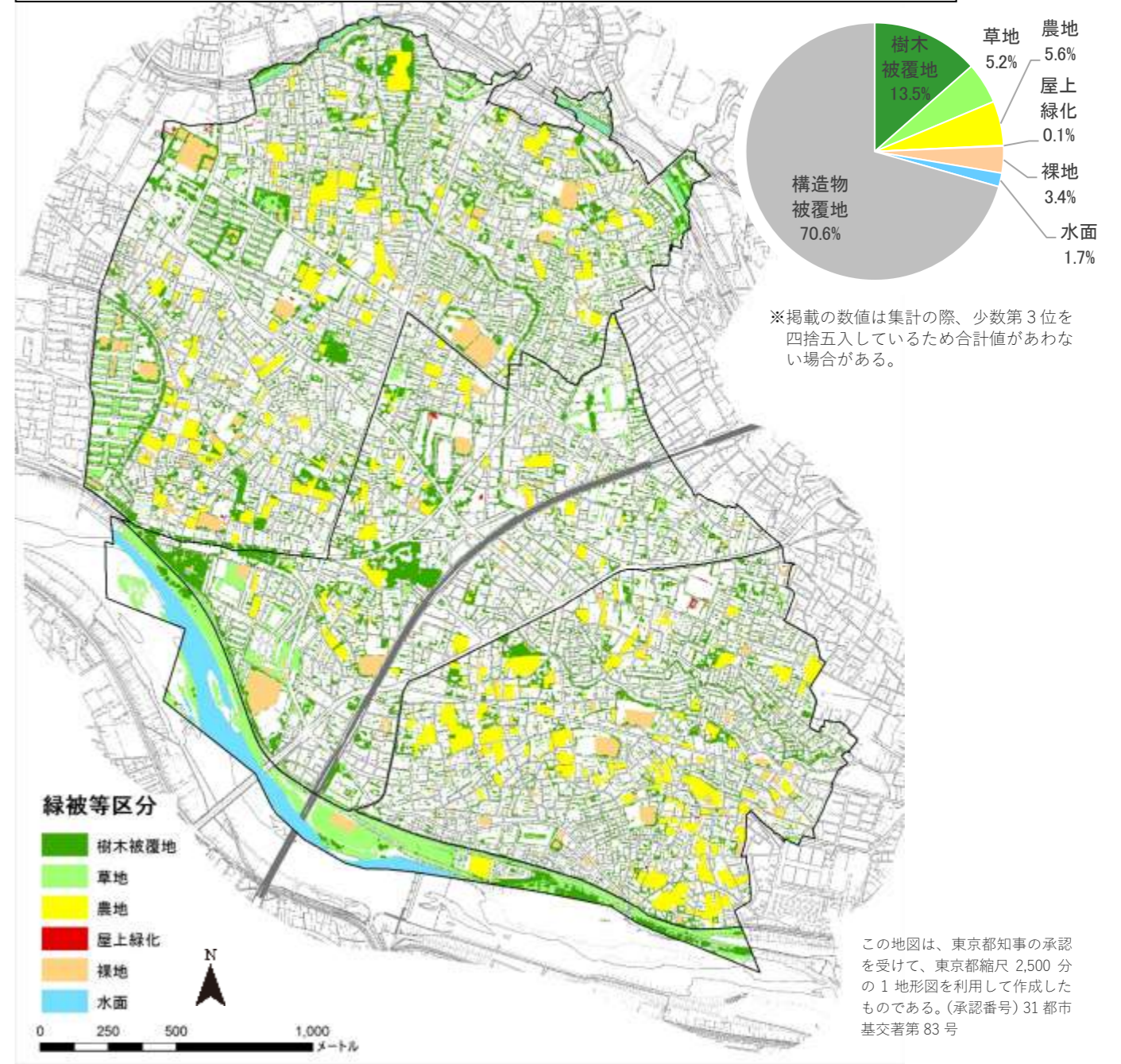


前回調査との比較

平成 22 (2010) 年度調査



平成 30 (2018) 年度調査



緑被地面積・緑被率	166.48ha	・	26.05%	→	155.39ha	・	24.32%	(11.09ha・1.73 ポイント減少 ↓)
うち 樹木被覆地 面積・割合	89.74ha	・	14.04%	→	86.23ha	・	13.49%	(3.51ha・0.55 ポイント減少)
農地 面積・割合	38.59ha	・	6.04%	→	35.59ha	・	5.57%	(3.00ha・0.47 ポイント減少)

減少要因：
樹林地、草地、農地の宅地化

樹林地(300 m ² 以上)箇所数・面積	411 箇所	・	30.41ha	→	329 箇所	・	25.38ha	(82 箇所・5.03ha 減少 ↓)
----------------------------------	--------	---	---------	---	--------	---	---------	---------------------

減少要因：
宅地化による 500 m²未満の小規模な樹林地の減少

②樹木・樹林

狛江市には、東野川三丁目樹林地のようなかつて薪炭林*であった樹林地、狛江弁財天池特別緑地保全地区のような社寺林、農家などに見られる屋敷林、多摩川五本松や狛江水辺の楽校のような河川敷林がありますが、薪炭林であった樹林地や屋敷林は、宅地開発などに伴い、減少しています。

平成30(2018)年度に実施した調査では、樹冠面積* 300㎡以上の樹林は市内に329箇所、25.38haあり、市全域面積に対する樹林面積の割合(樹林率)は3.97%でした。

主な樹林は、西河原公園、狛江弁財天池特別緑地保全地区、多摩川河川敷の猪方四丁目、駒井町三丁目付近にあり、屋敷林、病院、集合住宅などの民有地においても多くの樹林が確認されています。

面積規模別にみると、箇所数では300㎡以上500㎡未満が165箇所と最も多く、樹林面積では1,000㎡以上5,000㎡未満が10.62haと最も多くなっています。

前回(平成22(2010)年度)の調査結果と比較すると、樹冠面積300㎡以上の樹林は市全域で82箇所、5.03ha減少しました。地区別では北部と南部における減少が大きく、面積規模別では、規模の小さい樹林の減少が目立っています。

狛江市では、貴重な樹木、樹林を保全するため、「狛江市緑の保全に関する条例」に基づき、一定の基準を満たす樹木、樹林、生け垣を保存樹木、保存樹林、保存生け垣に指定していますが、近年では宅地開発、維持管理の負担などを背景に、指定解除が新規指定以上に生じています。

表2-2 地区別・面積規模別の樹林の経年変化

上段：平成22(2010)年度 中段：平成30(2018)年度 下段：増減

樹林規模	300~500㎡未満		500~1,000㎡未満		1,000~5,000㎡未満		5,000㎡以上		合計	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
北部	113	4.30	74	5.00	38	6.72	0	0.00	225	16.02
	78	3.01	63	4.07	34	5.54	0	0.00	175	12.61
	-35	-1.29	-11	-0.94	-4	-1.18	0	0.00	-50	-3.41
中部	55	2.11	25	1.72	17	3.54	1	1.55	98	8.92
	49	1.89	26	1.66	13	2.82	1	1.50	89	7.87
	-6	-0.22	1	-0.06	-4	-0.72	0	-0.05	-9	-1.05
南部	45	1.74	18	1.27	11	1.35	0	0.00	74	4.36
	32	1.25	9	0.64	5	0.78	0	0.00	46	2.66
	-13	-0.50	-9	-0.63	-6	-0.57	0	0.00	-28	-1.70
河川敷	5	0.20	6	0.38	3	0.53	0	0.00	14	1.11
	6	0.24	8	0.52	5	1.48	0	0.00	19	2.24
	1	0.04	2	0.14	2	0.95	0	0.00	5	1.13
総計	218	8.34	123	8.38	69	12.14	1	1.55	411	30.41
	165	6.38	106	6.89	57	10.62	1	1.50	329	25.38
	-53	-1.97	-17	-1.48	-12	-1.53	0	-0.05	-82	-5.03



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 83 号

図 2 - 6 樹冠面積 300 m²以上の樹林分布図 (平成 30 (2018) 年度)

③公園

狛江市には、平成31（2019）年4月1日現在、79箇所、12.25haの公園が整備されています。内訳は、街区公園*が17箇所、1.77ha、近隣公園*が1箇所、1.25ha、緑地・街区緑地が9箇所、7.59ha、児童遊園が52箇所、1.65haとなっています。

狛江市の大きな特徴として、小規模な公園が多く、半数以上が面積300㎡未満となっています。そうした小規模な公園一つ一つに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、公園機能の再編・再整備の検討を進める必要があります。

また、地域によって公園の面積や配置に偏りがあり、市民一人当たりの公園面積は、北部地区と南部地区の間で約1.7倍の差が生じています。そのため、不足地域における都市計画公園の新規指定を行うなど、適正な公園面積の確保と公園配置が必要です。

さらに、開園から20年以上を経た公園も多く、老木や設備の安全対策などといった管理上の課題も顕在化しています。

表2-3 公園整備状況

種別		箇所	面積(㎡)
都市公園	街区公園	17	17,680.15
	近隣公園	1	12,532.31
	緑地・街区緑地	9	75,868.93
	小計	27	106,081.39
児童遊園		52	16,466.84
合計		79	122,548.23

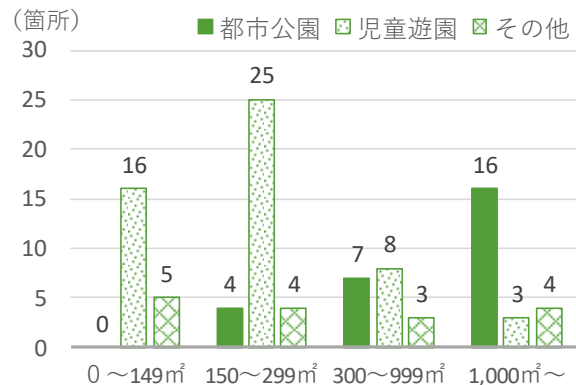


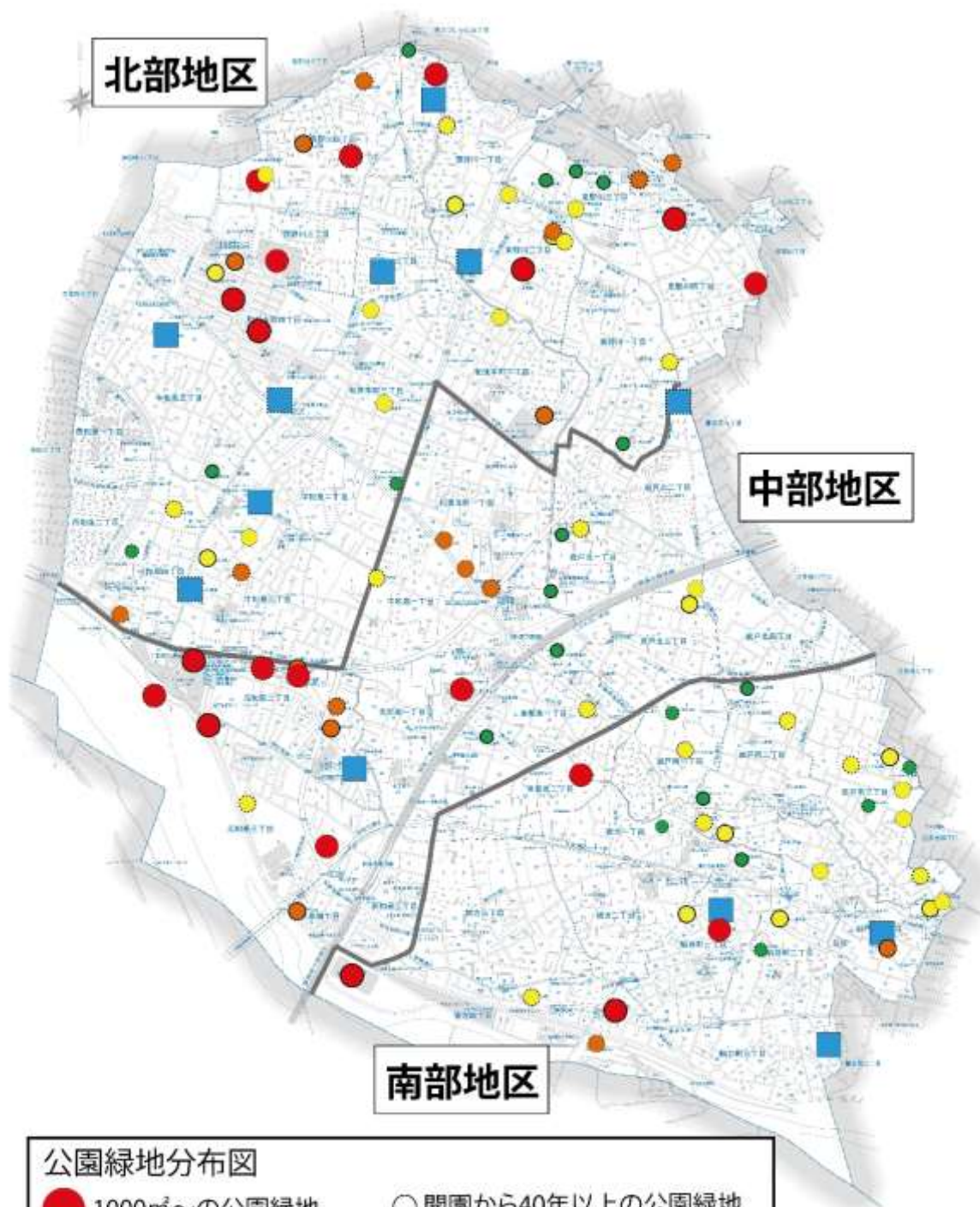
図2-7 面積別公園緑地

表2-4 地区別の市民一人当たり公園面積

種別	北部地区		中部地区		南部地区		
	面積(ha)	一人当たり面積	面積(ha)	一人当たり面積	面積(ha)	一人当たり面積	
都市公園	街区公園	1.25	0.36	0.14	0.06	0.38	0.18
	近隣公園	1.25	0.36	0.00	0.00	0.00	0.00
	歴史公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	都市計画緑地	2.33	0.66	2.67	1.06	1.26	0.58
	小計	4.83	1.38	2.81	1.12	1.64	0.76
都市公園以外	児童遊園	0.78	0.22	0.52	0.21	0.35	0.16
合計		5.61	1.60	3.33	1.32	1.99	0.92
人口(H30.1.1現在)		35,072		25,142		21,574	

※掲載の数値は集計の際、少数第3位を四捨五入しているため合計値があわない場合がある。

※各地区の公園面積には、河川敷（多摩川部分）は含んでいない。

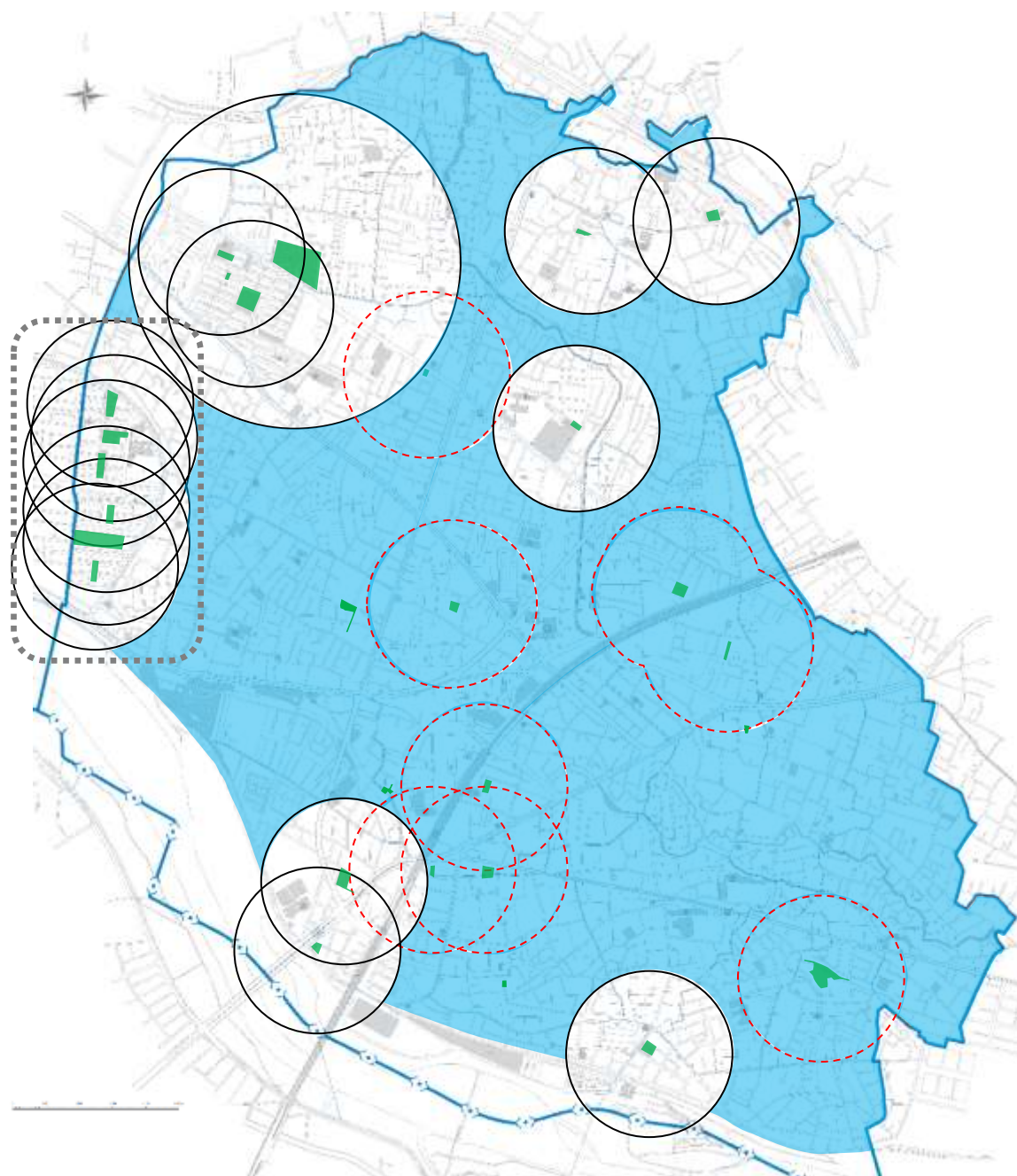


公園緑地分布図

● 1000㎡以上の公園緑地	○ 開園から40年以上の公園緑地
● 300～999㎡の公園緑地	○ 開園から20～39年の公園緑地
● 150㎡～299㎡の公園緑地	○ 開園から20年未満の公園緑地
● ～149㎡の公園緑地	
■ 市民農園・体験農園	

※野川緑道・岩戸川緑道・堀上緑道はマークしていない。
公園緑地は市で管理しているもののみ表記している。

図 2 - 8 公園緑地規模別分布図



- : 都市計画公園
- : 都市計画公園
空白地
- : 都市計画公園が
密集している地域
- : 開園している
都市計画公園
の誘致圏域
- : 未開園の
都市計画公園
の誘致圏域

※誘致圏域は、「都市公園法運用指針（第3版）」（平成29年6月 国土交通省都市局）に、参考として示された住区基幹公園における誘致距離標準（街区公園半径250m、近隣公園500m、特殊公園はなし）を基に記載しています。

図2-9 都市計画公園の分布



小規模公園の例① まつのき児童遊園
(岩戸北一丁目、89.32 m²、開発行為に伴い、取得)



小規模公園の例② 猪方一丁目公園予定地
(猪方一丁目、92.81 m²、岩戸川緑地公園より区分け)

④接道部緑化

市内の接道総延長 366,630m に対し、接道部緑化延長は 84,373m、接道部緑化率は 23.01%です。

最も多い接道部緑化は、植込み（44,559m）で接道部緑化全体の 52.8%を占めています。次いで多いのは、生け垣（16,524m）、農地（9,256m）です。

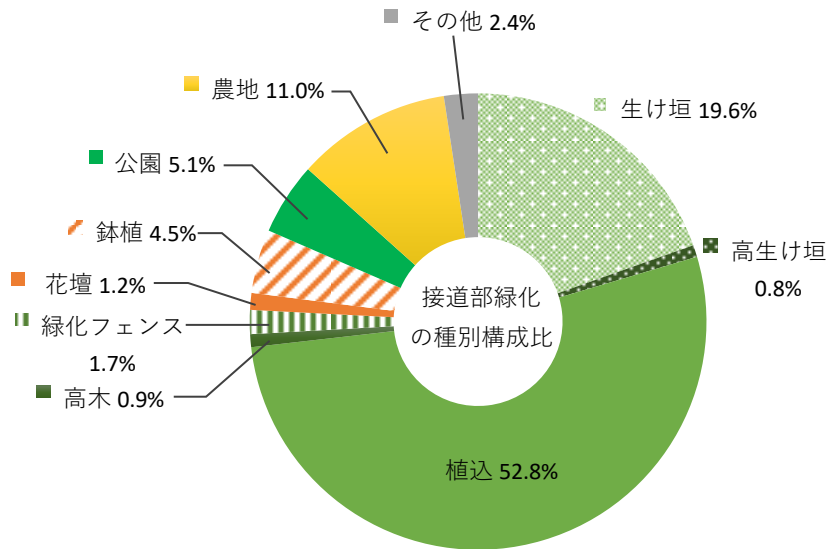


図2-10 接道部緑化の種別構成比



生け垣



植込み



鉢植による緑化

⑤緑視率

市内 78 地点の平均緑視率は 19.9%です。

類似調査を実施している他の市区との比較から、狛江市内の平均緑視率は中程度に位置していますが、緑被率が狛江市と同程度の武蔵野市、やや低い杉並区に比べて、狛江市の平均緑視率は低い状況です。

また、狛江市の平均緑視率は、緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率 25.0%（※）を下回っています。

※「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」（国土交通省 平成 17 年公表）より



緑視率の高い地点【和泉本町 1-16 付近】



緑視率の低い地点【中和泉 5-6 付近】

表 2 - 5 狛江市及び他市区の平均緑視率

	平均緑視率 (%)	地点数	撮影箇所数	(参考) 緑被率 (%)	調査年度
狛江市	19.9	78	282	24.3	平成 30 年度
中央区	39.5	50	50	10.7	平成 29 年度
武蔵野市	27.6	100	378	24.3	平成 28 年度
杉並区	21.3	70	268	21.8	平成 29 年度
港区	16.6	57	199	21.8	平成 28 年度
江東区	15.4	500	1,726	20.0	平成 25 年度

※平成 25 (2013) 年度以降に緑視率を計測し、結果を公表している市区の平均緑視率と緑被率を比較

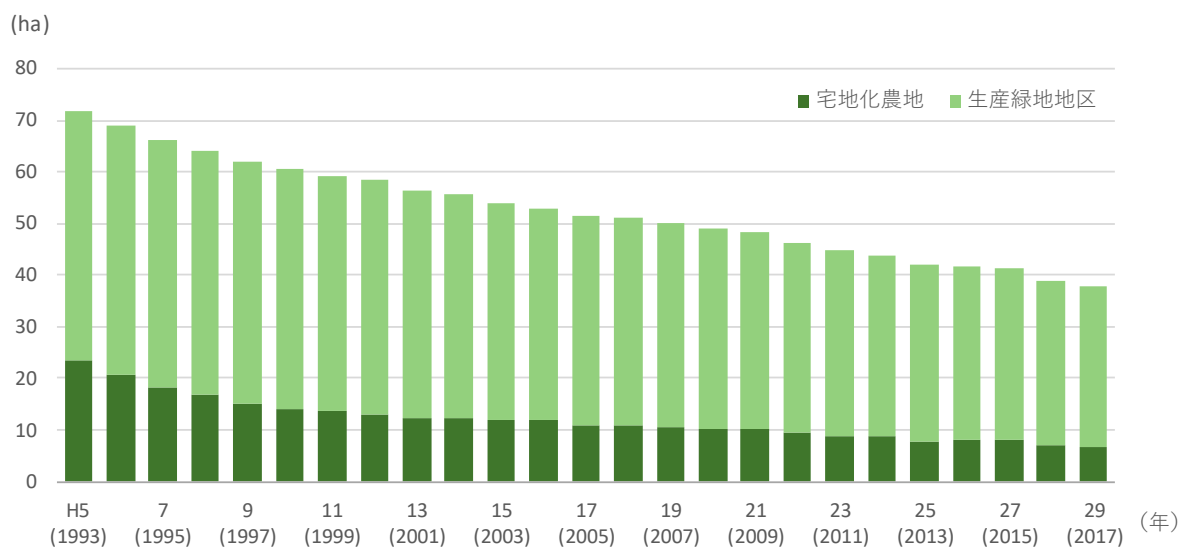
※緑視率の解説は、14 ページの【参考】緑の量を示す 3 つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違いをご覧ください。

⑥農地

「狛江市緑の実態調査」における緑地現況調査から把握された農地面積は、35.59haです。このうち、生産緑地地区（平成30年1月1日時点）の面積は31.2haであり、農地面積の8割以上が生産緑地地区に指定されています。

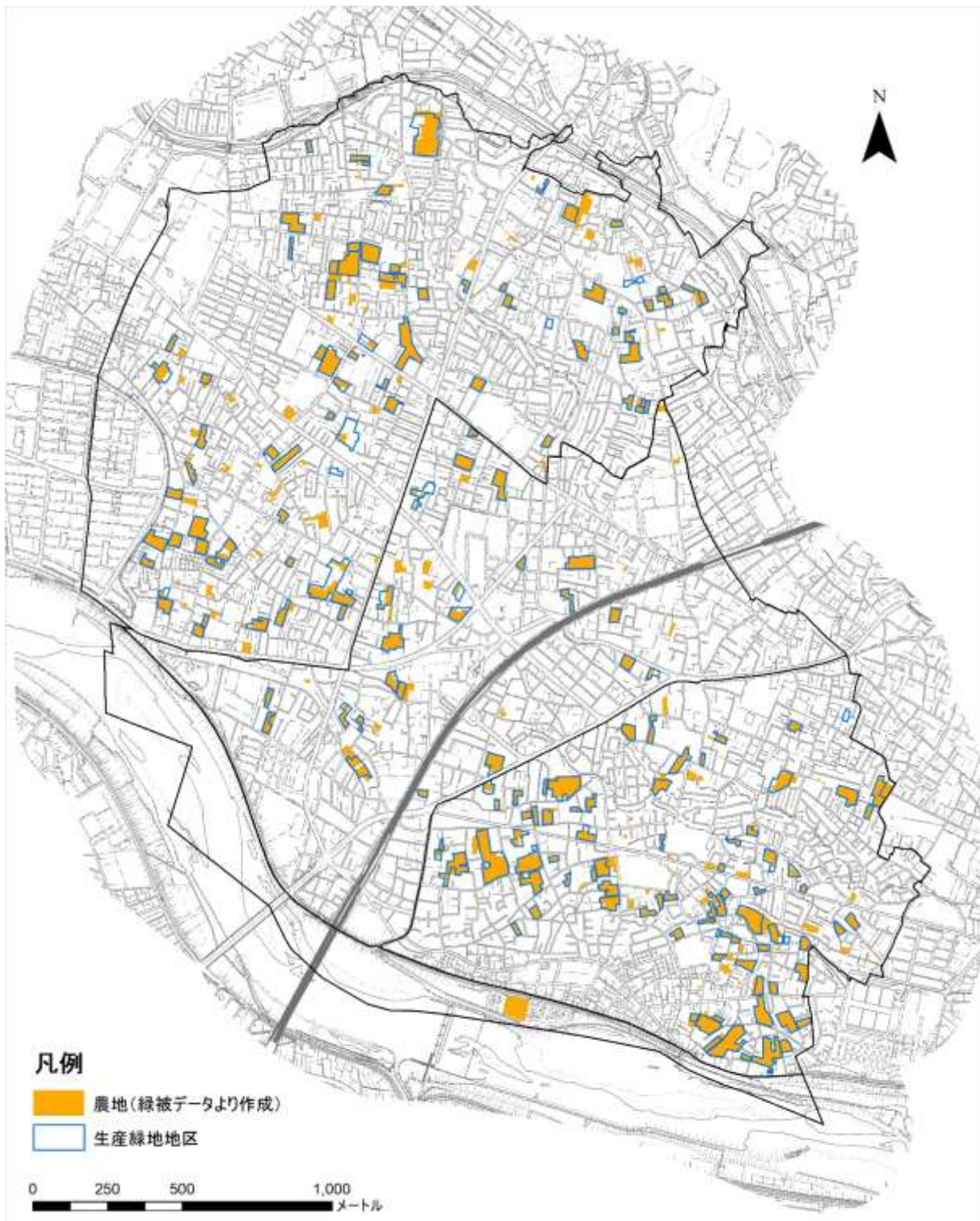
農地は北部地区と南部地区に多く分布していますが、生産緑地地区以外の宅地化農地は小規模なものが多くなっています。

農地面積の推移をみると、平成5（1993）年は宅地化農地が23.5ha、生産緑地地区が48.3ha、農地の合計で71.8haでしたが、平成29（2017）年には宅地化農地は16.8ha減少し6.7ha、生産緑地地区は17.1ha減少し31.2ha、農地の合計は37.9haとなっています。



出典：「狛江市緑の実態調査報告書（平成30年12月）」

図2-11 宅地化農地と生産緑地地区面積の変化



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 83 号

図 2 - 12 農地の分布状況

⑦動植物相

市街地化が進み、樹林地が減少している狛江市において、主なまとまった植生としては、多摩川沿いの河川敷や堤防法面の草地と、西河原公園・西河原自然公園一帯が挙げられます。このうち西河原公園は、多摩川の河川敷だった場所を買収して整備された公園で、昭和51（1976）年の開園から40年余が経過し、コナラ、クヌギ、シラカシなどの樹木が良好な緑地を形成しています。

動植物については、平成29（2017）年夏から平成30（2018）年春にかけて行った、市内の主な自然拠点などに生息・生育する動植物を調べる自然環境調査の結果、918種が確認されました。このうち67種が、国または東京都のレッドデータブック（RDB）に記載されている希少種であり、希少種の確認が多かった場所は多摩川（狛江水辺の楽校付近）でした。

また、ツミやチョウゲンボウといった猛禽類（ワシやタカの仲間）や、ホンドイタチ、ホンドタヌキなどの哺乳類が確認されています。これらの動物の餌となる多くの小動物や昆虫が生息し、安心・安全に移動・繁殖できる自然環境が、狛江市やその周辺に残されていると考えられます。

その一方で、狛江市には本来生息・生育していない「外来種*」も154種確認されています。その中でも特に生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする「特定外来生物」も多く確認されています。

表2-6 分類群ごとの確認種数

分類群	総数	希少種	外来種
植物	500	23	124
哺乳類	9	1	1
鳥類	63	24	3
両生類	4	2	1
爬虫類	8	6	1
昆虫類	314	6	20
水生生物	20	5	4
合計	918	67	154

※調査時期など：春夏秋冬に各1回ずつ、市内の主な自然拠点など10地点で実施。

※東京都RDBの地域区分において狛江市は「北多摩」地域に区分される。

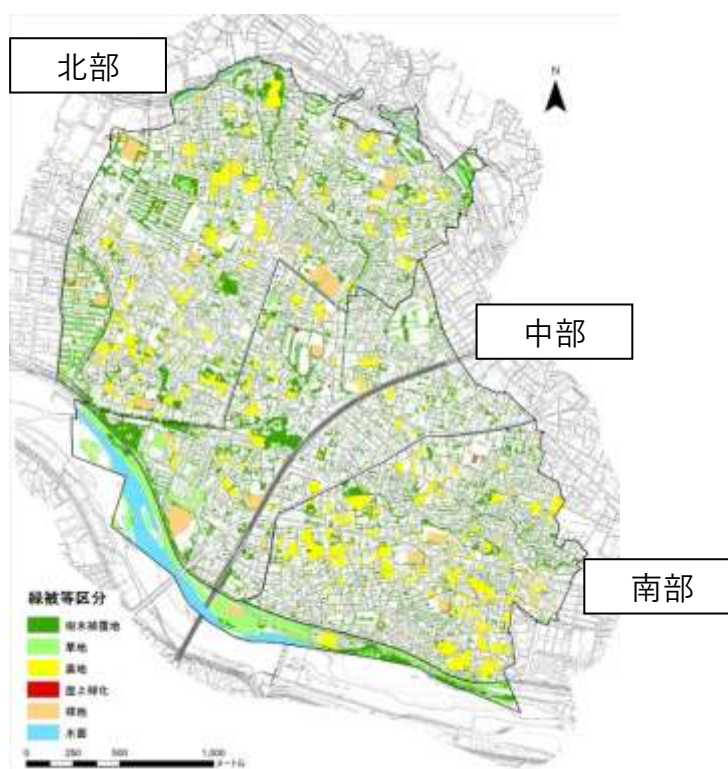
※植物は、人為的に植栽されている種、園芸種も含む。

※多摩川の本流は調査対象外。

出典：「狛江市生物多様性地域戦略」

(3) 地区別の緑の特徴

本項では、北部地区、中部地区、南部地区に分けて、緑の特徴を明らかにします。(※市全域の数値には、北・中・南部地区に加えて河川敷(多摩川部分)を含んで計算しています。)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 83 号

①北部地区 ～樹木・樹林が多く緑豊かな北部～

北部地区は立川段丘の台地部を中心とした市域北部で、狛江都営住宅や多摩川住宅などの大規模住宅団地を含み、用途地域としては住居専用地域が多い地区です。

緑被率(25.19%)、樹林率(4.90%)は市平均よりも高く、規模の大きい屋敷林、大規模集合住宅内の施設緑化、農地の分布が多いものの、樹林地の宅地化が進行しており、3地区の中で過去8年間で最も緑被地が減少しています。

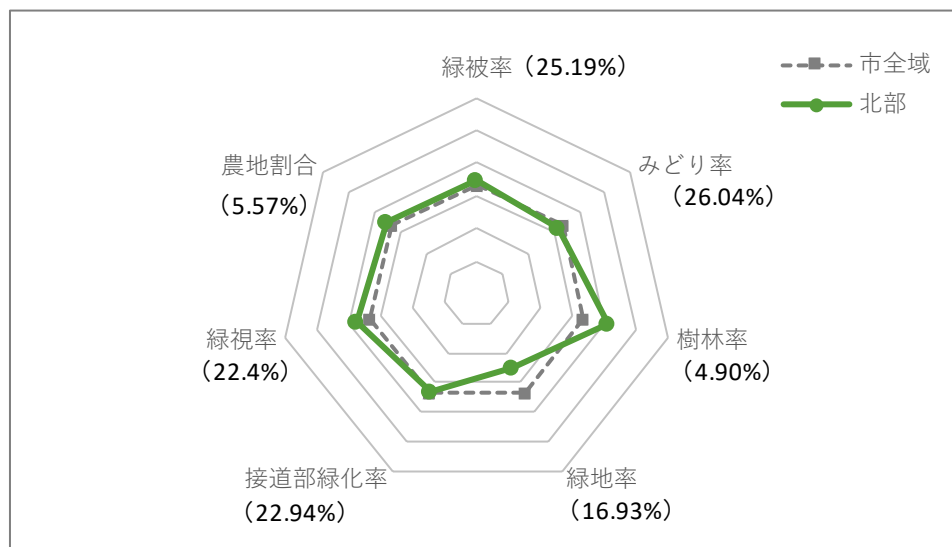


図 2 - 13 北部地区の緑化状況図

②中部地区 ～緑はやや少ないものの、市を代表する緑の資源が集まる中部～

中部地区は小田急線の両側の市域中央部で、駅前や世田谷通り沿いは商業地域となっています。用途地域としては商工業系、住居系が混在した地区です。

緑被率、みどり率、緑地率、接道部緑化率は、3地区の中で最も低いものの、西河原公園、西河原自然公園、狛江弁財天特別緑地保全地区、六郷さくら通りなど、市を代表する公園、緑地などが集まり、公園の規模も北部、南部に比べて大きいことが特徴です。

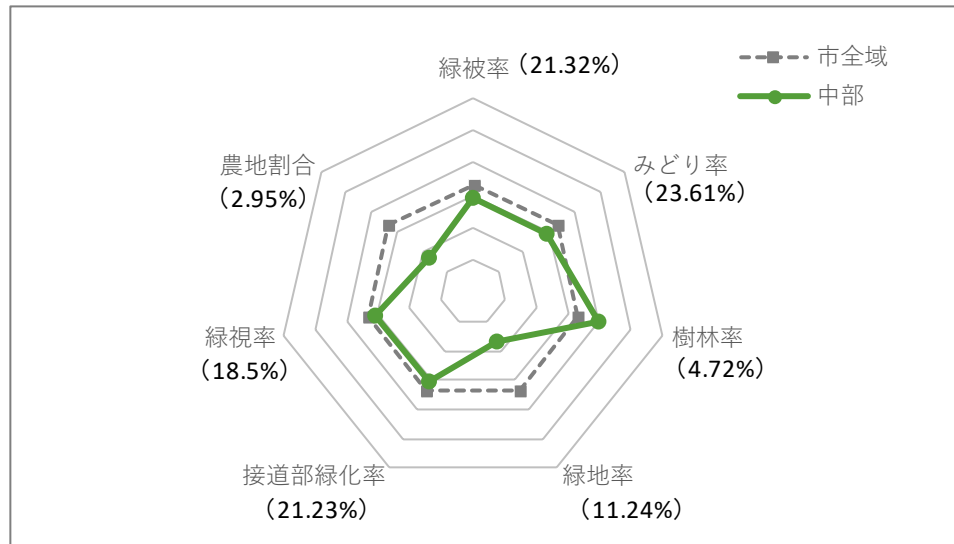


図2-14 中部地区の緑化状況図

③南部地区 ～農地の緑が多く、樹木・樹林は少ない南部～

南部地区は、多摩川沿いの低地部を中心とした市域南部です。用途地域としては低層の住居系用途が多い地区です。

緑被率(24.09%)は市平均とほぼ同等、接道部緑化率(24.68%)は市平均よりも高いですが、みどり率、樹林率、緑地率は低くなっています。農地が15.12ha、農地割合9.79%は3地区の中で最も高く、農地分布の多い地区です。そのため農地の減少も大きく、平成22(2010)年度から平成30(2018)年度にかけて1.07ポイント減少しています。

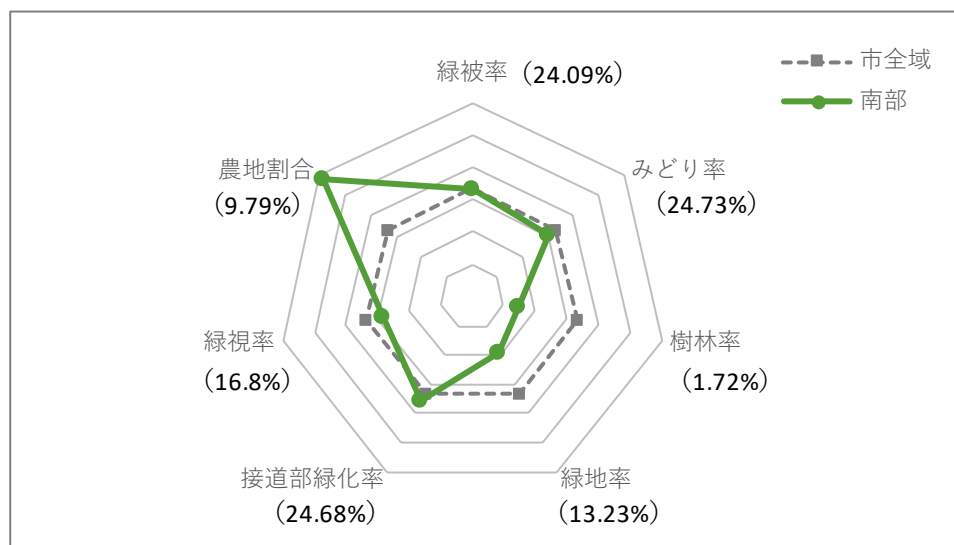


図2-15 南部地区の緑化状況図

2.3 緑に対する市民意識

(1) 市民意識調査

計画の見直しに当たり、市内の公園・緑地の量や質に対する市民の認識、重視する施策、緑に関わる活動への参加・協力意向などを明らかにすることを目的として、市民 1,500 人、市内に在学する小学 4 年生（587 人）及び中学 2 年生（454 人）を対象としたアンケートを実施しました。

その結果から、今後の「緑」に関する取組において、特に重要と考えられる 3 つの視点が抽出されました。

住みやすいまち、魅力あるまちをつくる緑の継承と質の向上

緑の量は必ずしも少ないとは認識されていないことから、現状の量を維持しつつ、質の向上をより重視していくことが必要です。

特に市民アンケートの結果から、市民が粕江のまちに期待する緑は、四季の変化や彩りが感じられる緑、日常的な憩いの場を提供する緑であり、市民が大切に思う緑の風景の保全、身近な公園の特色づくりや安全性・快適性の向上などの取組を通じて、住みやすさや街の魅力を高める緑を増やしていくことが必要です。

子どもたちが緑と水辺に触れ合う機会の充実

小・中学生アンケートの結果から、子どもたちは公園の利用を通じて自然（緑や水辺）と触れ合っており、公園や水辺での遊び、生きもの探しなどに関心があることがわかりました。

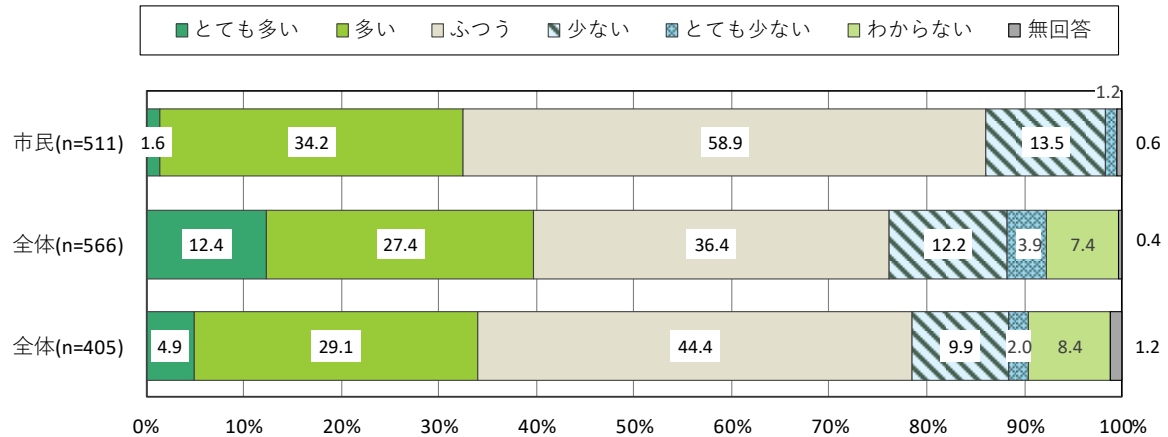
公園は、子どもたちが気軽に、安全に自然（緑や水辺）に触れることができる場所であり、将来のまちづくりを担う子どもたちが、身近な緑や水辺、そこに住む生きもの大切さを体験できる場所、緑を守り育てる活動に参加するきっかけとなる場として活用していくことが重要です。

市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の機会の創出

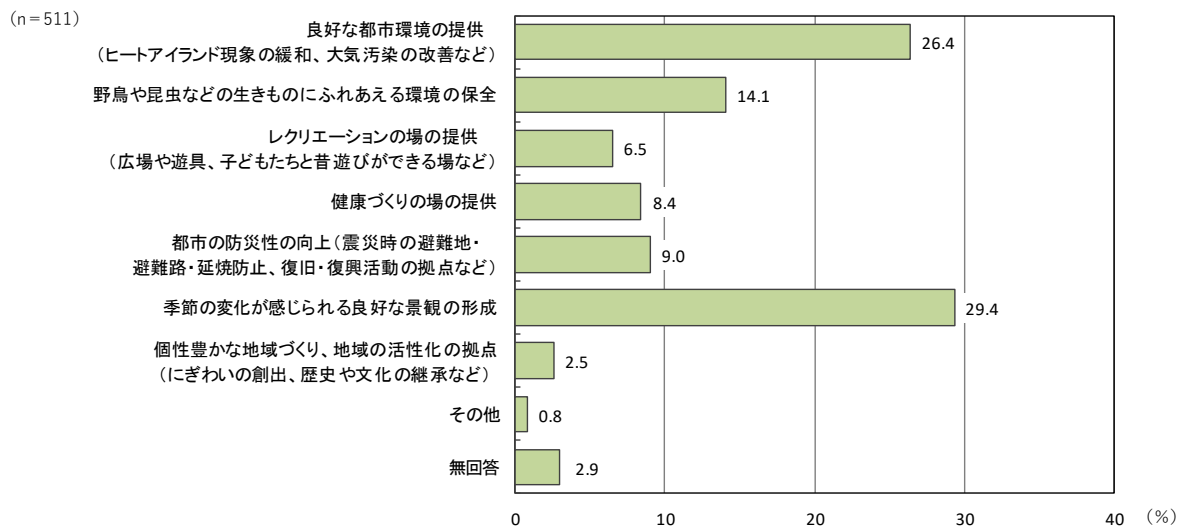
市民アンケートの結果から、市民は市民農園の利用や市内産の農産物の購入、自宅の庭やベランダでの緑や花の育成など、気軽に取り組めることへの関心が高いこと、比較的若い世代はクラウドファンディングや寄付を通じた活動支援、SNSを活用した情報発信への関心が高いなど、世代によって関心に差があることがわかりました。

このような市民意識をふまえ、市民の行動、活動への参加を促進していくため、多くの市民が緑に関わるきっかけをつくっていくことが必要です。また、若い世代が関心を示している寄附や緑に関わる情報発信の支援などの新しい参加・協働の手法を検討し、市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の手段・機会を設けることも求められます。

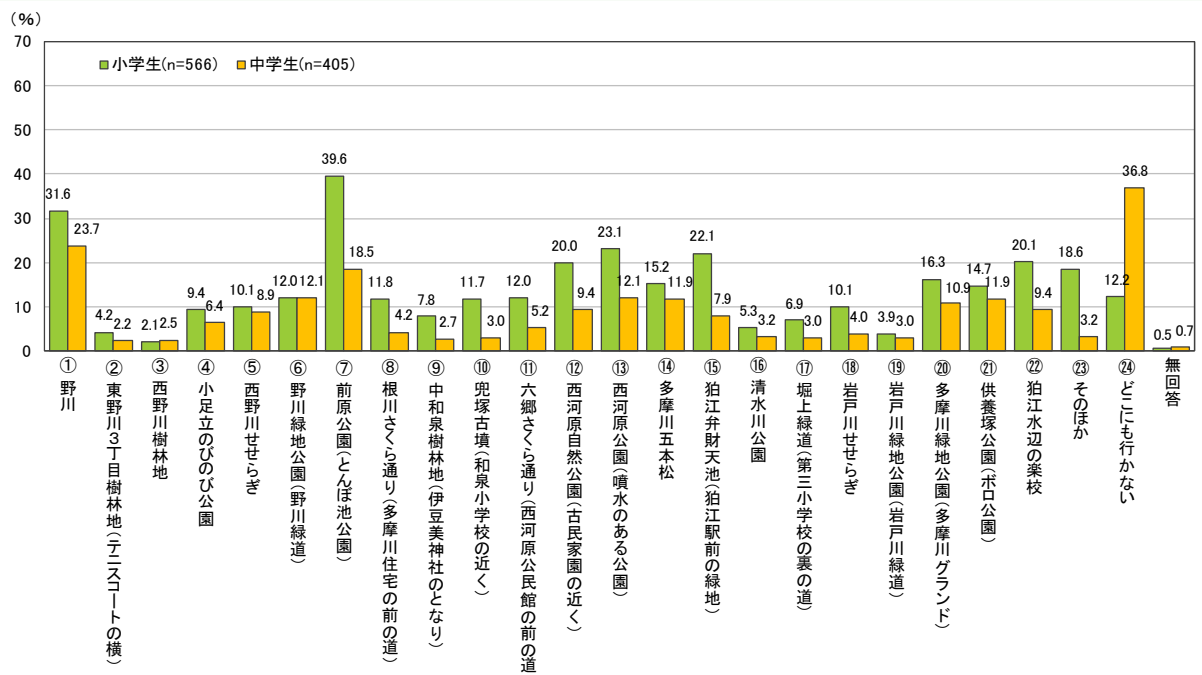
【市民・小中学生アンケート】市内の緑の量



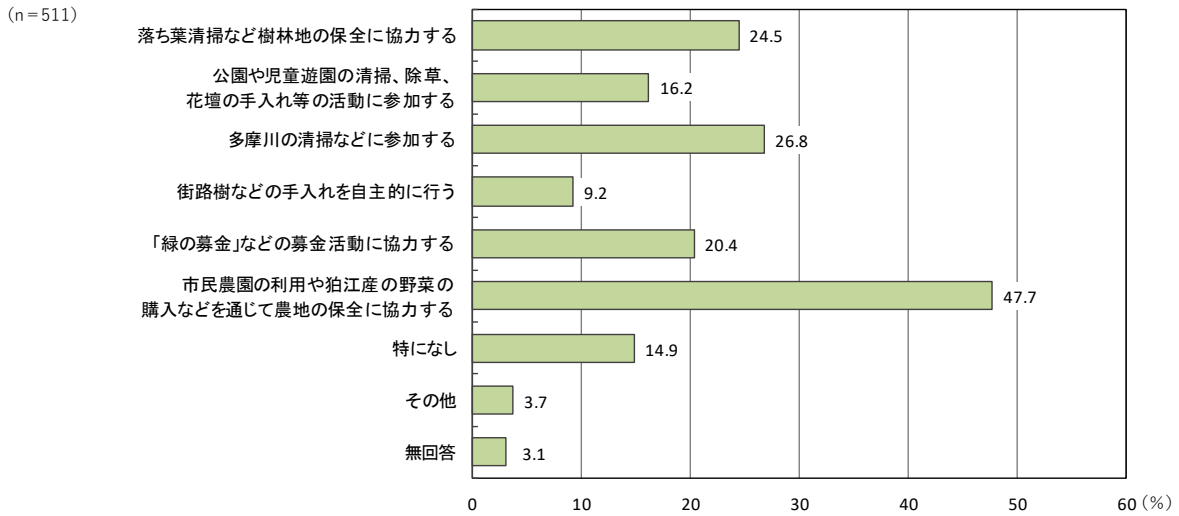
【市民アンケート】狛江市の「緑」に期待する役割（複数回答可）



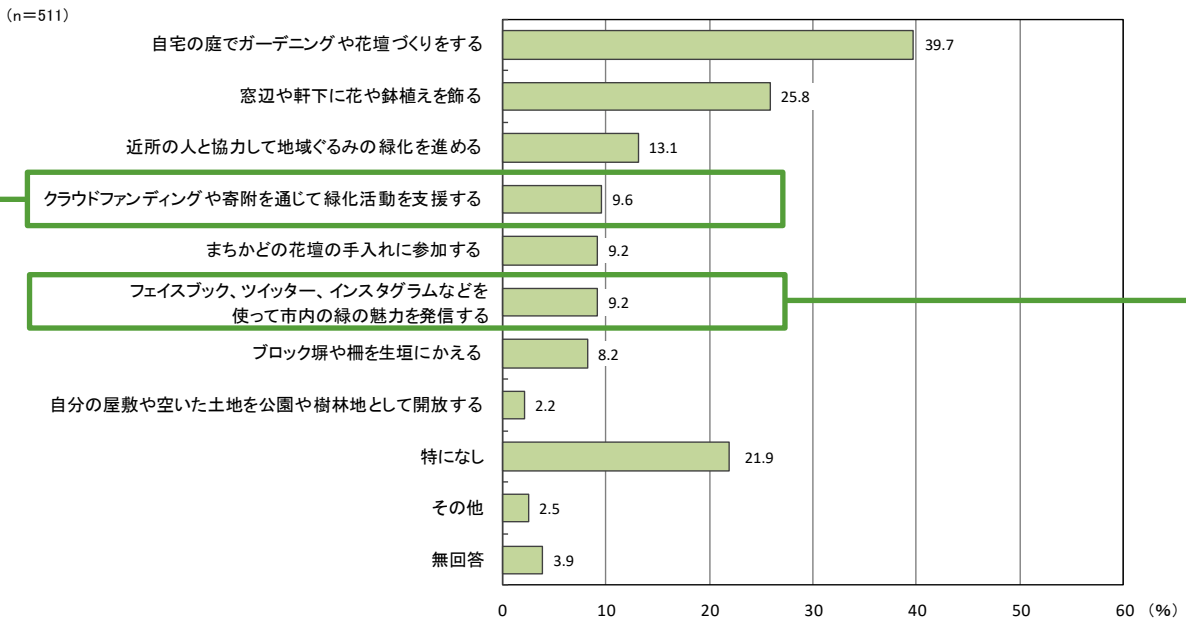
【小中学生アンケート】よく行く「自然のある場所」(複数回答可)



【市民アンケート】 狛江市の「緑」を守るために自身がしたいこと（複数回答可）

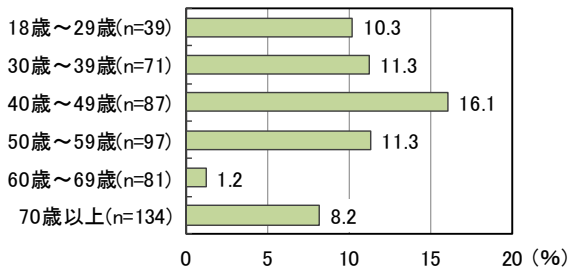


【市民アンケート】 狛江市に「緑」を増やし、つないでいくために自身がしたいこと（複数回答可）

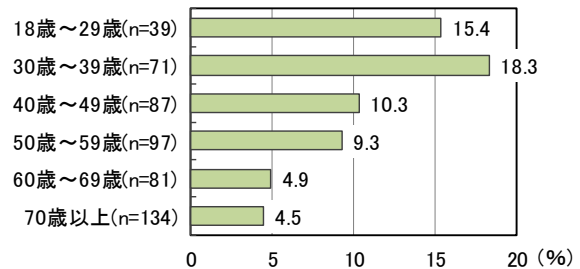


年齢別集計（抜粋）

クラウドファンディングや寄付を通じて緑化活動を支援する



フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどを使って市内の緑の魅力を発信する



(2) 市民ワークショップ

市民にとって質の高い緑、緑地保全、公園をテーマに、課題を抽出して「市民にできること」を提案していただくことを目的に、平成31（2019）年2月～3月に3回のワークショップを開催しました。

いただいた多くの意見から、次のことが特に重要な点として抽出されました。

多摩川と水辺の緑、
狛江弁財天池、
野川緑道、
農地のある風景
の保全

○特に大切にしたい緑と水辺は、「多摩川とその水辺の緑地」「狛江弁財天池特別緑地保全地区」「野川緑道」「農地のある風景」であり、これらは狛江市の重要な緑の拠点、骨格として保全に取り組むことが必要です。

身近にある緑を
「知ること」
の大切さ

○緑を守り育てていくためのアイデアに関しては、市民協働の入口として、樹木や草花の名前、公園や樹林地の存在など、身近にある緑について「知る」こと、そして公園や樹林地、農地に実際に行ってみる機会をつくることが大切であるという意見が出されました。

四季・彩りを
感じられる
緑の創出

○市全体の緑の質、魅力の向上に向けて、四季を感じられる彩りが求められています。関連して、公園に写真映えするような花や特徴になる花があるとよい、街路樹・道路植栽にサツキ・ツツジ以外の多様な花があるとよいなどの意見も出され、四季、彩りが感じられる緑の創出は、今後の緑化施策のテーマの一つとして捉えていく必要があります。

気軽に参加
できる機会の創出
と情報提供の充実

○特に樹林地、農地の保全に関しては、保全に関わる取組を気軽に体験できる機会と、参加につながる情報提供を充実させることが求められていました。

公園の特色づくり
市民主体の管理

○公園については、個々の公園の特色をつくること、市民や地域が主体となった管理を進めることが重視されていました。

○子どもたちからは、安心して遊べる環境（電灯がある、ごみがないなど）、自由にのびのびと活動できる公園（球技やボール遊びができる公園、活動的な遊具など）が望まれており、適切な維持管理を行うとともに、利用ルールの見直しを考えていくことも必要とされていることがわかりました。

ワークショップの開催風景

第1回ワークショップ「狛江市民にとって質の高い緑とは？」



第2回ワークショップ「市民の手で守りつなぐ狛江市の緑」



第3回ワークショップ「みんなが行きたくなる公園づくり」



2.4 前計画の取組状況

(1) 施策の実績と課題

平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの取組の検証結果に基づく主な実績と今後の課題は次のとおりです。

表2-7 前計画の主な実績と今後の課題(1)

施策名	主な取組実績・今後の展望と課題	
基本方針(1) まちの緑を活かそう		
①多様な主体で育む緑の活用	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の楽校による自然観察などを通じた学校、保育園による身近な環境の学習の実施 緑化相談、緑に関する講演会の開催
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が緑化活動に関わることのできる機会の拡充 緑化相談の拡充、緑に関する講演会などの継続
②人のネットワークを育む緑の活用	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 公園、児童遊園、多摩川などにおけるアドプト活動の継続実施、花いっぱいエリアの拡大に伴うアドプトの増加 公園設計時から関わっている市民による公園の主体的な管理・運営の継続実施(2団体) 市民が主体となった道沿いガーデン* 見学会の継続 公園フォーラムの開催
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> アドプト団体構成員の高齢化に伴う参加人数、活動回数の減少への対応 狛江市版オープンガーデン* 制度の構築
基本方針(2) 緑でつながるまちをつくろう		
①身近な場所での緑の創出	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地を都市計画公園として指定(駒井公園) 小中学校、保育園、公民館、リサイクルセンターなどにおける緑のカーテンの設置 第五小学校、第六小学校の校庭一部芝生化 緑のまち推進補助制度の設置(平成26年度)と運用
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新築・増築を機会とした壁面緑化・屋上緑化などの推進 緑のまち推進補助制度の申請件数拡大に向けた交付要件緩和などの検討、新たなニーズにあわせた緑化補助制度の検討 開発指導における緑の質(緑化フェンス・壁面緑化・生物多様性など)への誘導、提供公園への対応
②緑のネットワークづくり	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 公園などにおける花いっぱい活動の実施 公園、児童遊園などの整備 道沿いガーデン、生け垣緑化など民有地緑化の推進による街路樹との連帯感向上
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> 接道部緑化の推進 都市計画道路* の整備に併せた街路樹整備の検討 岩戸川緑道延伸の事業化

表 2 - 8 前計画の主な実績と今後の課題 (2)

施策名	主な取組実績・今後の展望と課題	
基本方針 (3) 「農」を活かした緑のまちを育てよう		
①多面的活用による農地の保全	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の配置方針に基づく農地保全の推進 ・法改正を受けた生産緑地地区の下限面積緩和 (500 m²から300 m²に変更) ・農業者への支援 (補助金) の実施
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者への支援の継続、強化 ・農地の多面的機能の市民へのPR ・援農ボランティア* の制度確立
②農業の新たな展開による農地の保全	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業祭」の開催 ・スーパーマーケットでの狛江産野菜販売支援 ・学校給食での狛江産野菜の提供 ・多摩川流域物産展における「狛江ブランド農産物」の販売、PR
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江の農産物のPRを通じた、農業の必要性に関する市民の理解醸成 ・狛江産野菜のPRに向けた商工関係者との連携
基本方針 (4) 狛江らしい緑を次世代に継ごう		
①地域の景観をつくる緑の継承	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木などのGISデータの整備 ・保存樹木などの保全、管理に係る奨励金、助成金の交付 ・保存樹木拡大に向けた、事業者などへの指定同意に関する依頼の実施
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木の新規指定件数を上回る指定解除の発生状況などの現状を踏まえた目標の見直し ・宅地化の進展に伴う、保全・公開が可能な樹林地の減少 ・樹林地における老木、枯木の増加への対応 (長期的な点検、管理の必要性)
②狛江らしい緑と水の継承	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会による緑地の観察や維持管理の実施 ・多摩川統一清掃、野川美化清掃活動の継続実施 ・水辺の楽校活動、生きもの調査会、特定外来生物 (アレチウリ) の駆除活動の実施 ・古墳の歴史公園としての整備推進 (亀塚公園、猪方小川塚公園、白井塚公園、土屋塚公園) ・雨水浸透ます設置への助成の実施、公共施設への浸透施設設置
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江弁財天池特別緑地保全地区、多摩川、野川における市民団体との連携、活動の継続 ・古墳の公園整備の推進 ・民有地への浸透施設設置促進、公共施設への浸透施設設置の継続による局地的豪雨などによる水害対策、地下水涵養

(2) 目標達成状況

前計画は、4つの大項目に11の指標を設定し、令和24(2032)年度を目標年次とする目標値を設定しました。

平成30(2018)年度に実施した「狛江市緑の実態調査」の結果から、目標値の基準となっている平成22(2010)年度に対し、目標値に近づく方向で推移している指標は11指標中「市庁舎などの緑化目標」のみであり、他の10指標は基準値から後退していました。

①緑地率の目標

公園をはじめとする施設緑地と、特別緑地保全地区、保存樹林など法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の面積が市域に占める割合を示す「緑地率」は、生産緑地地区の減少などを背景に低下しています。

公園、児童遊園などの市民一人当たりの面積は、公園の総面積が約0.4ha増加したものの、人口が増加したため、減少しています。

表2-9 緑地率の目標の達成状況〔〕内は平成22(2010)年度との比較

	前計画の目標 (令和14(2032)年度)	前回調査時 (平成22(2010)年度)	現況 (平成30(2018)年度)
緑地率の目標	市域の30%以上	23.81%	22.73%〔-1.08〕
公園緑地の目標	市民一人当たり 15.67㎡以上	9.49㎡ (1.54㎡ [※])	8.99㎡〔-0.50〕 (1.50㎡ [※])

※多摩川緑地公園を計画面積ではなく供用済面積で計算した値

②公有地の緑化目標

道路の緑被率は、樹木の植え替えに際して既存樹木より小さい樹木を植栽しており、また一部伐採をして植え替えていないものもあるため減少しました。

公園の緑被率は、新規に開設した公園について、用途などから既存の公園ほど緑被率が高くなかったことや、草地が裸地に変わったことなどから、減少しています。

小中学校の緑被率は、建物新築に伴う樹木の伐採や、植栽管理のため減少しています。

表2-10 公有地の緑化目標の達成状況

	前計画の目標 (令和14(2032)年度)	前回調査時 (平成22(2010)年度)	現況 (平成30(2018)年度)
道路の緑化目標	20.00ha (緑被率19.00%以上)	13.03ha (12.59%)	12.70ha〔-0.33〕 (11.86%)〔-0.73〕
公園の緑化目標	緑被率 60.00%以上	56.13%	55.14%〔-0.99〕
小中学校の 緑化目標	緑被率 25.00%以上	22.80%	19.15%〔-3.65〕
市庁舎などの 緑化目標	緑被率 25.00%以上	20.63%	20.82%〔+0.19〕

③民有地の緑化目標

保存樹木、保存樹林、保存生け垣については、宅地開発、維持管理の負担などを背景に、新規の指定を上回る指定解除が発生しており、基準値より減少しています。

表 2 - 11 民有地の緑化目標の達成状況

	前計画の目標 (令和 14 (2032) 年度)	前回調査時 (平成 22 (2010) 年度)	現況 (平成 30 (2018) 年度)
保存樹林の目標	5.00ha	2.22ha	2.09ha [-0.13]
保存樹木の目標	1,000 本	454 本	447 本 [-7]
保存生け垣の目標	5,000m	4,593m	3,950m [-643]
生け垣造成及び新たな緑化施策による緑地造成目標	延長総計 5,000m	-	113.37m

④緑被率の目標

緑被率は、屋敷林や農地の宅地開発を背景に 1.73 ポイント減少しました。

表 2 - 12 緑被率の目標の達成状況

	前計画の目標 (令和 14 (2032) 年度)	前回調査時 (平成 22 (2010) 年度)	現況 (平成 30 (2018) 年度)	
緑被率の目標	市域の 29%以上	26.05%	24.32% [-1.73]	
(内訳面積：ha)				
植栽地 ※1	公園	31.20	7.61	7.89 [+0.28]
	公園以外の 公共公益施設※2	27.56	17.38	17.13 [-0.25]
	民有地	58.07	56.93	54.38 [-2.55]
樹木地	8.16	8.16	7.35 [-0.81]	
草地	37.81	37.81	33.04 [-4.77]	
農地	25.00	38.59	35.59 [-3.00]	
緑被の合計	187.80	166.48	155.39 [-11.09]	

※ 1 樹木被覆地及び屋上緑化

※ 2 道路、学校、その他公共公益施設（官公庁施設、文化施設、厚生医療施設、供給処理施設）

2.5 緑の課題と計画見直しの考え方

(1) 緑の課題

目標

①目標の見直し ～緑をこれ以上減らさない、緑の質を高める～

市民は必ずしも緑が少ないとは感じていないものの、前計画のほぼすべての目標指標が基準値を下回っています。そのため、緑をこれ以上減らさないことを基本に、目標値を見直すとともに、緑の質に着目した目標を設定するなど、緑の量以外の観点でも成果を点検、評価していくことが必要です。

緑の活用

②緑を知る・体験する機会の充実と参加・協働の機会の多様化

緑を守り育てる担い手である市民の身近にある緑への関心を高め、活動に参加する市民を増やしていくため、「身近な緑を知る機会」、「気軽に体験する機会」の充実を図るとともに、市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の機会を創出することが求められています。また、将来の担い手となる子どもたちと緑の関わりを充実させていくことも重要です。

緑の創出

③四季の彩りあふれる緑のまちなみづくり

日常生活の中で緑の豊かさを感じられるまちをつかっていくため、接道部緑化、壁面緑化などの見える緑や、彩りある緑の充実に向けた緑化推進施策の拡充、開発などにおける緑の質の確保が必要です。また、彩りや見え方を重視した街路樹を検討していくことも必要です。

公園の整備・管理

④公園の特色づくりと市民・地域主体の管理の拡大

市民の暮らしに最も身近な緑である公園の魅力発信し、関心を高めていくとともに、市民や地域が主体となった公園の管理運営を進め、市民による市民のための公園づくりを実現していくことが必要です。

また、市民にとって魅力ある公園、安心して利用できる公園をつかっていくため、狛江市に多い小規模な公園の特色づくり（機能の分担見直し）やパークマネジメントの視点の導入、適切な維持管理（老朽化対策など）などの取組を進めていくことも必要です。

農地の保全

⑤市民みんなで支え育てる農のある風景

宅地開発などを背景に減少が続く農地を保全していくため、市民の農体験、地産地消の取組を促進し、市民が農と触れ合い、その大切さへの気づきを得る機会を増やしていくことが求められます。同時に、新たな法制度の活用など、農地をこれ以上減らさないための保全施策の展開、農業者への支援の継続・強化を図っていくことも必要です。

樹木・
樹林地
などの
保全

⑥健全な緑と水の環境の保全と継承

宅地開発などを背景に減少が続く樹林地をこれ以上減らさないため、未活用の法制度の適用可能性の検証などによる保全施策のさらなる充実、樹木・樹林地の適正管理に向けた所有者への支援体制の充実が必要です。また、狛江市らしい緑と水を代表する資源の一つである多摩川、野川の水辺の環境を守り継いでいくことも重要です。

【参考】グリーンインフラ

人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となる中、グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を賢く利用して、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていこうとする新しい取組です。

国土交通省は、令和元（2019）年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、グリーンインフラの取組を社会に浸透させていくため、官民の連携促進、都市計画へのグリーンインフラの活用の考え方の反映、緑の基本計画を通じた取組の実行など、様々な取組を進めていくこととしています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省資料

図 グリーンインフラの概念

(2) 見直しの考え方

前項に示した課題を踏まえ、次の考え方に沿って計画を見直しました。

①施策体系の骨格の継承

今回の見直しは、平成 25（2013）年 3月に策定した前計画の目標年次到来前の見直しであるため、施策体系の骨格である将来像、基本方針の基本的な構造は継承します。

ただし、前計画では、目標年次を令和 14（2032）年度としておりましたが、上位計画や関連計画と整合を図るため、令和 11（2029）年度までに改めます。

②公園の整備・管理に関する新たな基本方針の追加

公園の管理や既存の公園の機能と役割分担の見直しなどの新たな課題に対応していくため、「緑でつながるまちをつくろう」から公園の整備・管理に関する視点を独立させ、新たな基本方針を設定します。

③緑の「質」に関わる視点の反映

各種調査から把握された市民意見や前計画の施策の課題を踏まえ、計画の基本的考え方を量的確保から質的充実（適切な管理、安全の確保、彩り豊かな緑化、見える緑など）へ移行させていきます。将来像、基本方針などの考え方の中に、その考え方を示すとともに、各施策にも反映していきます。